KPMG Insight

KPMG Newsletter
July 2015

「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」の解説

KPMG
cutting through complexity

Volume 13

「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」の解説

有限責任 あずさ監査法人
パートナー　高津　知之

日本公認会計士協会（JICPA）は平成27年4月16日に、意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」と会計制度委員会研究資料「我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究」を公表しました。
国内外において企業の情報開示に関する議論が活発に行われるなかで、JICPAは、財務諸表の表示・開示についての会計基準を検討する時機が来ているのではないかと考え、我が国における会計基準の必要性を検討しています。
JICPAは、我が国の財務諸表の表示・開示についての会計基準の必要性の最終的な結論を得るためには、さらなる調査・研究が必要と考えています。こうした観点から、これまでの調査・研究の結果及び現時点におけるJICPAの考えについて、外部からの意見を募集することとしています。
本稿では、今回JICPAが公表した意見募集と研究資料について解説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

高津（たかつ）　知之（ともゆき）
有限責任 あずさ監査法人
パートナー

【ポイント】

- 世界各国の会計基準設定主体等において財務諸表の開示に関する議論が行われている。また、我が国においても、2014年6月に公表された「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」を受け、企業の情報開示の在り方に関連するいくつかの議論が行われている。こうしたなかで、JICPAは、我が国の財務諸表の表示・開示についての会計基準を検討する時機が来ていると考え、会計基準の必要性を検討することとし、国内外の幅広い観点から、財務諸表の表示・開示について調査・研究を行っている。
- 我が国において求められている財務諸表の開示は、国際的な会計基準により作成される財務諸表の開示と比較して多くはないとする意見や、複数の法制度の下で異なる財務諸表の開示が求められる我が国の実務は現状でも極めて煩雑であるとする意見もある。後者は、国際的な議論とは異なる観点から、我が国の開示の実務を煩雑にしており、このため、我が国の議論においては、国際的な議論をそのまま当てはめることは必ずしも適当ではなく、まず我が国の制度による開示の現状を分析する必要があると考えられる。
- JICPAは、財務諸表の注記情報及び財務諸表本表の表示について、それぞれ優先して検討すべき事項があると考えている。JICPAは、今後も我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究を進めていくために、現時点におけるJICPAの考えについて広くコメントを募集することとし、意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」と会計制度委員会研究資料「我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究」を公表している。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

I 意見募集及び研究資料の公表経緯

現在、国際会計基準審議会（IASB）や米国会計基準審議会（FASB）をはじめ、世界各国の会計基準設定主体等において財務諸表における開示についての議論が行われています。

我が国においても、2014年6月に公表された「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」を受け、企業の情報開示の在り方に関連するいくつかの議論が行われています。たとえば、2015年3月に「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が公表されていますが、このなかの基本原則の1つとして「適切な情報開示と透明性の確保」が掲げられています。また、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」においても、企業と投資家の対話を促進するうえで望ましい企業開示の在り方を実現するための対策等の観点から、望ましい企業情報開示の在り方が検討されています。

■最近、国内外で行われている企業の情報開示に関する議論

【海外】

会議体	公表物（公表時期）	概要
国際会計基準審議会（IASB）	「開示に関する取組み（IAS第1号の修正）」（2014年12月）	IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」の改訂の一環として表示及び開示を検討しており、このプロジェクトの検討作業を補完するため、2013年に開示に関する取組みを開始。 本修正は、この取組みのなかで検討されたものであり、IAS第1号「財務諸表の表示」における重要性、表示すべき情報、注記及び会計方針の開示等について修正を行っている。
米国会計基準審議会（FASB）	討議資料「開示フレームワーク」（2012年7月）	財務諸表に対する注記を改善する方法についての討議資料。欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)等と協調して開発した。
	公開草案「財務報告のための概念フレームワーク第8章：財務諸表注記」（2014年3月）	FASBの開示フレームワーク・プロジェクトの一環で公表された。FASBが将来及び現行の開示規定を評価するプロセスを改善するために適用することになるフレームワークを検討し、財務諸表の注記に含めるべき情報を特定することに言及している。
英国財務報告協議会（FRC）	レポート「会計方針及び関連する財務情報の統合」（2014年7月）	財務諸表の開示について財務諸表利用者の視点からのコメントを分析し、作成者に今後の財務報告の改善の方向性を示唆している。 財務諸表利用者は、重要な会計方針の開示を改善し、開示の質を高めることに関しての様々な意見を持っている。たとえば、重要な会計方針の開示に関しては、IFRSにおける会計方針の選択や会計方針の選択における重要な判断、経営者の重要な見積りが必要とされる分野について、開示が行われるべきとしている。ただし、会計基準から抽出した決まり文句（boilerplate text）の記述を使用すべきでないといったコメント等がまとめられている。

【国内】

会議体	概要
コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議	■ 金融庁と株式会社東京証券取引所を共同事務局とする会議体である。 ■ 2014年8月から議論をスタートし、2015年3月に「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を公表した。
持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会	■ 経済産業省が主催し、関係省庁や関係機関等をメンバーとする会議体である。 ■ 2014年9月から議論をスタート。議論を深めるための分科会として、「株主総会のあり方検討分科会」と「企業情報開示検討分科会」の2つが設けられている。

こうしたなかで、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という）は、財務諸表の表示・開示についての会計基準を検討する時機が来ていると考えています。この考えに基づいて、JICPAは、我が国における会計基準の必要性の検討を行うこととし、国内外の幅広い観点から、我が国の財務諸表の表示・開示について調査・研究を行っています。JICPAは、財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性については、今後もさらなる調査・研究が必要と考えています。このため、現時点のJICPAの考えについて、JICPAの会員だけでなく、財務諸表の作成者や利用者、市場関係者等から広く意見を募集するために、意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

討について」（以下「本意見募集」という）を平成27年4月16日に公表しています。JICPAが、このような形で一般から広く意見を募集するのは今回が初めての試みになります。

また、JICPAは、これまでの我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究の結果及びJICPAの考えについて、会計制度委員会研究資料「我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究」（以下「本研究資料」という）を公表しています。今回の2つの公表物の関係ですが、本意見募集の方が、財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性についてのJICPAの考え方を示してこれに対する意見を募集するもので、本研究資料の方が、本意見募集の内容の根拠となるJICPAの調査・研究の成果とJICPAの考えをまとめたもの、という関係になっています。

以下、JICPAが公表した本意見募集と本研究資料の概要について解説します。

Ⅱ 本意見募集の概要

1. 概要

本意見募集は、財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性について、JICPAの考え方をまとめたエッセンス的な内容になっています。

先述のとおり、財務諸表の開示に関する国際的な議論が活発に行われています。これらの議論のなかでは、財務諸表の開示をさらに充実すべきであるという意見がある一方で、会計基準から抽出した決まり文句（boilerplate text）の記述は使用すべきではないとする意見など、あまりに増大していく財務諸表の開示の在り方について見直すべきという意見もみられます。

また、国内の議論においては、我が国の財務諸表の開示は、IFRSなどによって作成される財務諸表の開示と比較して多くはないとする意見や、複数の法制度の下で異なる財務諸表の開示が求められる我が国の実務は現状でも極めて煩雑であるとする意見もみられます。我が国の財務諸表の表示・開示に関する取扱いは、企業会計原則、企業会計基準のほか、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という）や会社計算規則等によって定められていますが、財務諸表の作成者はそれぞれの制度ごとに複数の財務諸表を作成することが求められています。これは、国際的な議論とは異なる観点から、我が国の開示の実務を煩雑にしているものと考えられます。このため、JICPAは、我が国の財務諸表の開示の議論においては、国際的な議論をそのまま当てはめることは必ずしも適当ではなく、まず我が国の制度による開示の現状を分析する必要があると考えています。

2. JICPAの調査・研究

JICPA は、財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性の検討にあたって、我が国の会計基準に基づく財務諸表の表示・開示について、すでに財務諸表の表示・開示に関する包括的な会計基準を定めているIFRSを参考に調査・研究を行っています。具体的には、日本基準とIFRSの開示規定を比較し、比較の結果、重要な差異として把握された事項について、IFRSを任意適用している日本企業が財務諸表利用者に対してどのような情報を開示しているのかについて調査しています。

これまでの調査・研究の結果、JICPAは、我が国において優先して検討すべきと考えられる財務諸表の表示・開示に関する事項について、注記情報と財務諸表本表の表示に分けて記載しています。

3. 注記情報について優先して検討すべき事項

我が国の会計基準とIFRSにおいて注記情報の開示が要求される項目を比較した結果、JICPAは、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、我が国の会計基準においても開示を求めるべきと考えられる項目があると考えています。具体的には、特に以下の項目について開示を求めることを検討すべきとしています。

① 「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記
② 「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記

この2つの注記情報は、IAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という）において開示が求められている情報です。JICPAは、これらの情報について、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の作成の前提や重要な不確実性（リスク）を把握するうえで有用であり、投資家と企業との対話を促進する基礎となる情報であると考えています。

特に、収益認識の会計処理に関しては、企業の事業の性質や顧客との契約の内容等、様々な要素を踏まえて、実現主義の原則に照らした経営者の判断がなされていると考えられます。このため、その判断に関する説明を開示することは、財務諸表利用者にとって有用性が高いと考えています。

一方で、開示する項目を追加するだけではなく、財務諸表利用者にとって有用性が低いと思われる注記情報については、開示の簡素化または省略が可能となるよう検討することが考えられるとしています。

4. 財務諸表の表示について優先して検討すべき事項

現在の我が国の制度では、財務諸表本表に区分して表示すべき勘定科目について、財務諸表等規則、会社計算規則等に

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

おいて個別に定められています。この結果、企業集団の財政状態及び経営成績を適正に表示するという目的は同じであるにもかかわらず、金融商品取引法の開示と会社法の開示において、連結財務諸表の表示（勘定科目等）に差異がある場合があります。この点について、JICPAは、法制度の違いによって表示される勘定科目等に差異があることは必ずしも否定されるものではないとしたうえで、連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討することが考えられるとしています。

また、JICPAは、この財務諸表の表示の議論のなかでは、現行の財務諸表等規則等は開示すべき財務諸表の様式が定められていることから比較可能性に優れているという評価を踏まえる一方で、会社法の開示や外国人投資家が利用する財務諸表における開示も考慮して、表示科目の集約といった観点からの検討も必要になると考えられるとしています。

5. 質問事項

JICPAは、本意見募集において、次の2つの質問事項を示しています。

【質問1】財務諸表の表示・開示について検討すべき事項について

本意見募集では、我が国の財務諸表の表示・開示について、財務諸表の作成者や利用者、市場関係者等にとってより望ましい開示制度を支えるインフラとしての会計基準の検討を開始し、以下のような事項を優先して検討すべきであると考えています。

① 注記情報について
（主な論点）

- 我が国の会計基準とIFRSにおいて注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めるべきと考えられる項目がある。たとえば、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記がこれに該当する。
- 一方、財務諸表利用者にとって有用性が低いと思われる注記情報については、開示の簡素化または省略が可能となるよう検討することが考えられる。

② 財務諸表の表示について
（主な論点）

- 連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討することが考えられる。財務諸表の表示・開示に関連する会計基準としては、現時点では、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」及び企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」があるのみである。
- 加えて、今日においては我が国の公開会社の株主に占める外国人株主の比率も相応に高いことから、開示される財務情報について言語にかかわらず一元化することが望ましいと考える。

市場関係者にとってより望ましい開示制度を支えるインフラとしての会計基準を検討するにあたっては、これらの事項を検討することが適切であると考えますか。

【質問2】その他

本意見募集に記載の事項のほか、我が国の財務諸表の表示・開示において改善すべき事項があれば、ご記載ください。

Ⅲ 本研究資料の概要

1. 概要

本研究資料は、JICPAが行った我が国における会計基準の必要性の検討として、我が国の財務諸表の表示・開示について行った調査・研究の結果と、これを踏まえた現時点におけるJICPAの考えについて取りまとめたものです。ただし、JICPAは、財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性について最終的な結論を得るためには、さらなる調査・研究が必要であると考えています。

このように、本研究資料において示されている総括は、現時点における調査・研究の成果を踏まえた考察であり、最終的な結論ではなく、あくまでも現時点における1つの考え方を示したにすぎません。したがって、本研究資料は、実務上の指針として位置付けられるものではなく、また実務を拘束するものでもないとされています。

以下、本研究資料で記載されている各セクションの内容について解説します。

2. 日本基準とIFRSの表示及び開示規定の比較

このセクションでは、日本基準とIFRSの表示及び開示規定について、「財務諸表の表示及び開示規定」、「全般的考慮事項」、「項目別比較」の3つの観点から比較分析したうえで、それぞれについての日本基準の課題を総括として記載しています。

（1）財務諸表の表示及び開示規定

開示する財務諸表本表の種類についての比較分析になります。

我が国の実務では、以下の項目について、金融商品取引法と会社法において開示される財務諸表の取扱いが異なっています。

① キャッシュ・フロー計算書
② 包括利益計算書
③ 比較情報の開示の要否
④ 開示される注記情報の詳細さ
⑤ 附属明細表と附属明細書
⑥ 個別財務諸表の開示

日本基準では、金融商品取引法と会社法の開示では、開示

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

される財務諸表の取扱いに差異があるのに対し、IFRSでは、開示すべき「一組の財務諸表」が定められています。

この点について、本研究資料では、我が国では、各法制度において目的を踏まえて財務諸表の表示及び開示の規定を定めていると考えられますが、この結果、公開会社の連結財務諸表について、金融商品取引法と会社法では別々の書類の作成が必要になっていることが指摘されています。

企業集団の財政状態及び経営成績を適正に表示するという連結財務諸表の目的が同じであるにもかかわらず、異なる情報量の財務諸表の開示を求めることは我が国特有の制度であり、改めてその必要性を議論することが考えられます。制度の違いによって表示される勘定科目等に差異があることは必ずしも否定されないものの、連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討することが考えられるとされています。

また、国際的なルールと同等の水準の企業会計・開示制度の整備という観点からは、財務諸表の表示の包括的なルールのなかで、公開会社の基本財務諸表である「完全な一組の財務諸表」を明確にすることが望ましいとされています。

(2) 全般的考慮事項（開示する財務諸表を作成する際の包括的なルール）

日本基準では、企業会計原則を前提に、個別の会計基準において詳細なルールが定められています。しかし、注記情報については、当該情報が検討された経緯や時期によって開示すべき情報の定め方に差異があり、その結果、要求されている情報の詳細さや質にも差があると考えられます。企業会計原則の一般原則が定められた当時から、企業の内外の環境も変化していることから、本研究資料では、財務諸表の表示の包括的なルールのなかで、あるべき財務諸表の表示・開示の議論に資する考慮事項を明確にすることが望ましいとされています。

IFRSでは、全般的考慮事項として、IAS第1号とIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」（以下「IAS第8号」という）に以下の8項目が定められています。

IAS第1号 「財務諸表の表示」	① 適正な表示とIFRSへの準拠 ② 継続企業 ③ 発生主義会計 ④ 重要性と集約 ⑤ 相殺 ⑥ 報告の頻度 ⑦ 比較情報
IAS第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	会計方針の首尾一貫性

本研究資料では、IAS第1号及びIAS第8号に定められている財務諸表を作成する際の全般的考慮事項に相当するルールが、企業会計原則等の日本の会計基準等において、どのように取り扱われているかについて検討されています。

JICPAの分析の結果、発生主義会計、相殺及び会計方針の首尾一貫性についての取扱いは日本基準とIFRSの間に実質的な差異はないと考えられるものの、その他の5つの事項（適正な表示とIFRSへの準拠、継続企業、重要性と集約、報告の頻度及び比較情報）については、両者の間に差異が見られるとされています。

特に、適正な表示とIFRSへの準拠、継続企業及び報告の頻度については、我が国の会計基準において取扱いが定められていません。実務のなかでは、会計基準以外のルールに基づく取扱いや実務慣行により対応がなされているものと考えられますが、これらの事項は、開示する財務諸表を作成する際の包括的なルールとして会計基準に明示することが望ましいと考えられ、我が国においても、財務諸表の表示の包括的な会計基準を検討するなかで、IAS第1号の内容も参考に、我が国の会計基準としての「全般的考慮事項」を検討することが考えられるとされています。

また、比較情報については、IFRSが特定の場合に開示を求めている前期の期首現在の貸借対照表について、我が国においても開示を求めるかどうかについて検討することが考えられます。

(3) 項目別比較

項目別比較では、日本基準（会計基準、財務諸表等規則等）とIAS第1号、IAS第8号及びIAS第10号「後発事象」（以下「IAS第10号」という）の開示規定が比較、検討されています。ただし、現行のIFRSの開示規定のなかには詳細すぎるとの批判等から見直しが行われている項目もあり、JICPAとしては、現行のIFRSの開示規定のすべてを日本基準に取り入れるべきとすることは意図していないとされています。

分析の結果、IAS第1号に定められているルールの主要な部分は現行の日本基準において網羅されていると考えられています。しかし、現時点の日本基準では開示が求められていない「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」と「見積りの不確実性の発生要因」の2つの情報については、経営者による判断と主要な測定のための仮定を提供するものであり、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の理解を深めるうえで、重要な情報を開示していると分析されています。

3. 開示例等に基づく分析

このセクションでは、これまでの分析の結果も踏まえ、我が国の実際の開示の事例の分析を行っています。「IFRS任意適用会社の開示事例からみた財務諸表の開示の分析」、「日本企業の英文財務諸表の開示例からみた財務諸表の分析」、「財務諸表の公表日からみた財務諸表の開示の分析」の3つの観点か

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

ら分析したうえで、それぞれについての日本基準の課題を総括として記載しています。

(1) IFRS任意適用会社の開示事例からみた財務諸表の開示の分析

これまでの分析を受け、IFRSでは開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記について、我が国においてIFRSを任意適用している企業（27社）が実際にどのような開示を行っているかについて、調査・研究を行っています。

分析の結果、以下の情報については特に有用性が高いと分析されています。

経営者が会計方針を適用する過程で行った判断	①「連結範囲」の開示 ②「収益の認識及び表示」の開示
見積りの不確実性の発生要因	①「繰延税金資産の回収可能性」の開示 ②「減損（のれん及び無形資産）」の開示

(2) 日本企業の英文連結財務諸表の開示事例からみた財務諸表の開示の分析

我が国の英文連結財務諸表の開示の実務として、会社法と金融商品取引法の開示書類のいずれとも若干異なる表示の方法によって、外国投資家向けの英文連結財務諸表を開示するケースが見られます。本研究資料では、我が国の公開会社の株主に占める外国人株主の比率も相応に高いことを考慮すれば、開示される財務情報について言語にかかわらず一元化することが望ましいとされています。このような観点から、日本基準において要求する表示・開示の内容について国際的なルールと同等の水準とするよう一元化を図ることで、日本基準で作成した財務諸表を翻訳するのみで国際的にも利用可能なものとなり、財務諸表作成者及び利用者の双方のニーズを満たすものと考えられます。

(3) 財務諸表の公表日からみた財務諸表の開示の分析

我が国の実務では、金融商品取引法の有価証券報告書と、会社法の計算書類の公表日が異なっており、このため、同じ事業年度の財務諸表であるにもかかわらず、異なる2つの日付で財務諸表が開示されることになります。

また、公表日が異なるため、それぞれの財務諸表の後発事象の注記の内容が異なる場合もあります。

複数の開示制度により若干差異のある財務諸表の作成を数度にわたり求められることは、財務諸表作成者にとって少なくとも決算実務の効率化の観点からは望ましいものではないと考えられます。一方、投資家にとって、作成者の実務負担を上回る便益があるか否かについて、意見を聴取する必要があると考えられます。

4. 開示に関する議論の国際的動向について

このセクションでは、開示に関する議論の国際的動向として、IASB、FRC、FASBの最近の動向について記載しています。内容については、本稿Ⅰの表をご参照ください。

5. 資料編

資料編では「金融商品取引法と会社法の表示及び開示の比較」、「IFRS任意適用会社の開示例」、「英国企業の開示例」を記載しています。連結財務諸表に関する金融商品取引法と会社法の表示・開示の比較や、実際の連結財務諸表本表の表示の比較、日本のIFRS任意適用会社の開示例と英国企業の開示例など、JICPAが今回の調査・研究にあたって取りまとめた資料が紹介されています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所　第５事業部
パートナー　高津　知之
TEL: 03-3548-5805（代表番号）
Tomoyuki.takatsu@jp.kpmg.com

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.